

# 前回のご指摘を踏まえた追加説明

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 付  
政策統括室

# マイナンバー制度における情報漏えい防止等のための措置

## ○マイナンバー制度に対する懸念

- ・マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に漏えいするのではないか
- ・国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないか



## ○情報漏えい防止等のための措置 (制度面)

1. マイナンバー法（※1）の規定によるものを除き、特定個人情報（※2）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
2. 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
3. マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

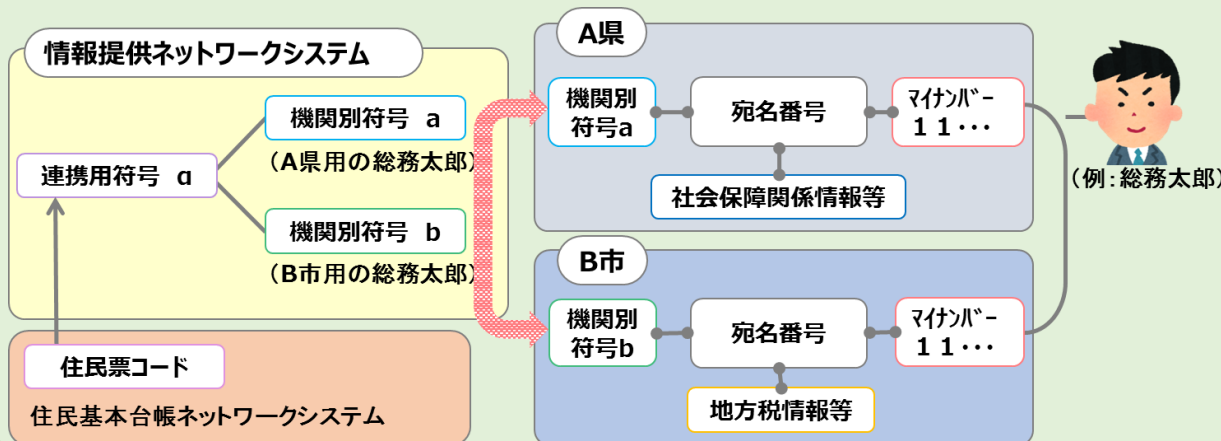
（※1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（※2） マイナンバーをその内容に含む個人情報

## (システム面)

1. マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
2. アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
3. 通信の暗号化を実施

## 機関別符号（同じ個人に、機関ごとに異なる識別情報）の生成による、情報漏えいの防止等



- ✓ 情報連携では、マイナンバーを直接用いるのではなく、住民票コードを元に作成する暗号化された符号を利用
- ✓ この符号は、情報提供ネットワークシステムにおいて生成
- ✓ より安全性を高めるため、同じ人の符号であっても、機関毎に異なる符号（機関別符号）を通知

# なりすましについて

○想定されるなりすましの類型は概ね下記2通り

1. 他人である実在の**有資格者の免許証**を利用して、実在の有資格者になりすめます。
2. 有資格者でない者等が**免許証等を偽造**して、有資格者と詐称する。

○なりすましが可能な理由

厚生労働省では、医師等の有資格者を雇用する際には、免許証の原本と戸籍謄本等で本人確認することを求めているが、実際にはこれらによる十分な確認が行われていないこともあるため。

※なお、医師及び歯科医師については、医師等資格確認検索サイトで氏名や登録番号等を入力し資格を確認することが可能。



○マイナンバーによる資格情報の管理及びマイナンバーカードの公的個人認証機能により、有資格者が当該資格を所持していることを簡便に証明、提示することが可能。

○また、マイナンバーによる資格情報の管理及びマイナンバーカードの活用については、以下のなりすまし防止の措置がとられている。

1. 他人である有資格者のマイナンバー又はマイナンバーカードを入手した場合（類型1に相当）

- マイナンバーの利用事務はマイナンバー法で厳密に規定され、かつ、マイナンバーの提供に当たっては、マイナンバー法により本人確認が義務づけられているため、仮に他人のマイナンバーを不正に入手したとしても、資格情報等にアクセスすることは困難
- 資格情報等との情報連携は、連携する機関ごとに異なる符号を用いることとなっており、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっている
- マイナンバーカードによる本人確認は、対面の場合は券面に記載の本人確認情報及び顔写真により、オンラインの場合はマイナンバーカードの電子証明書と本人しか知らないパスワードにより行うことが基本であり、仮に自身のマイナンバーカードが他人の手に渡っても、直ちに本人になりすますことは困難

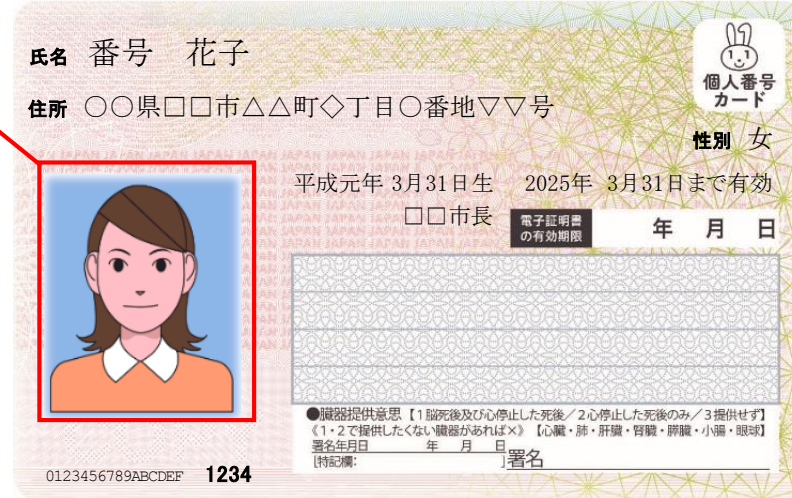
2. マイナンバーカードを偽造する場合（類型2に相当）

- 特殊な印刷技術により券面の偽造を困難にするほか、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するICチップを活用するなど、様々なセキュリティ対策が講じられている。

# (参考) マイナンバーカードのセキュリティー対策

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



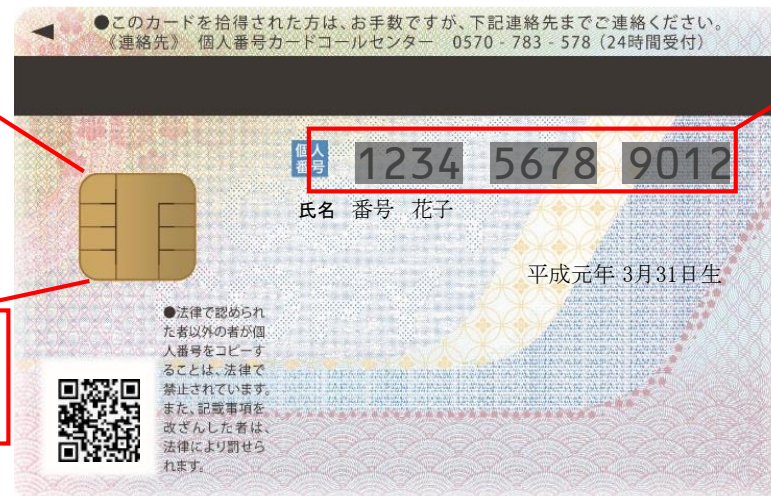
万全のセキュリティー対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。

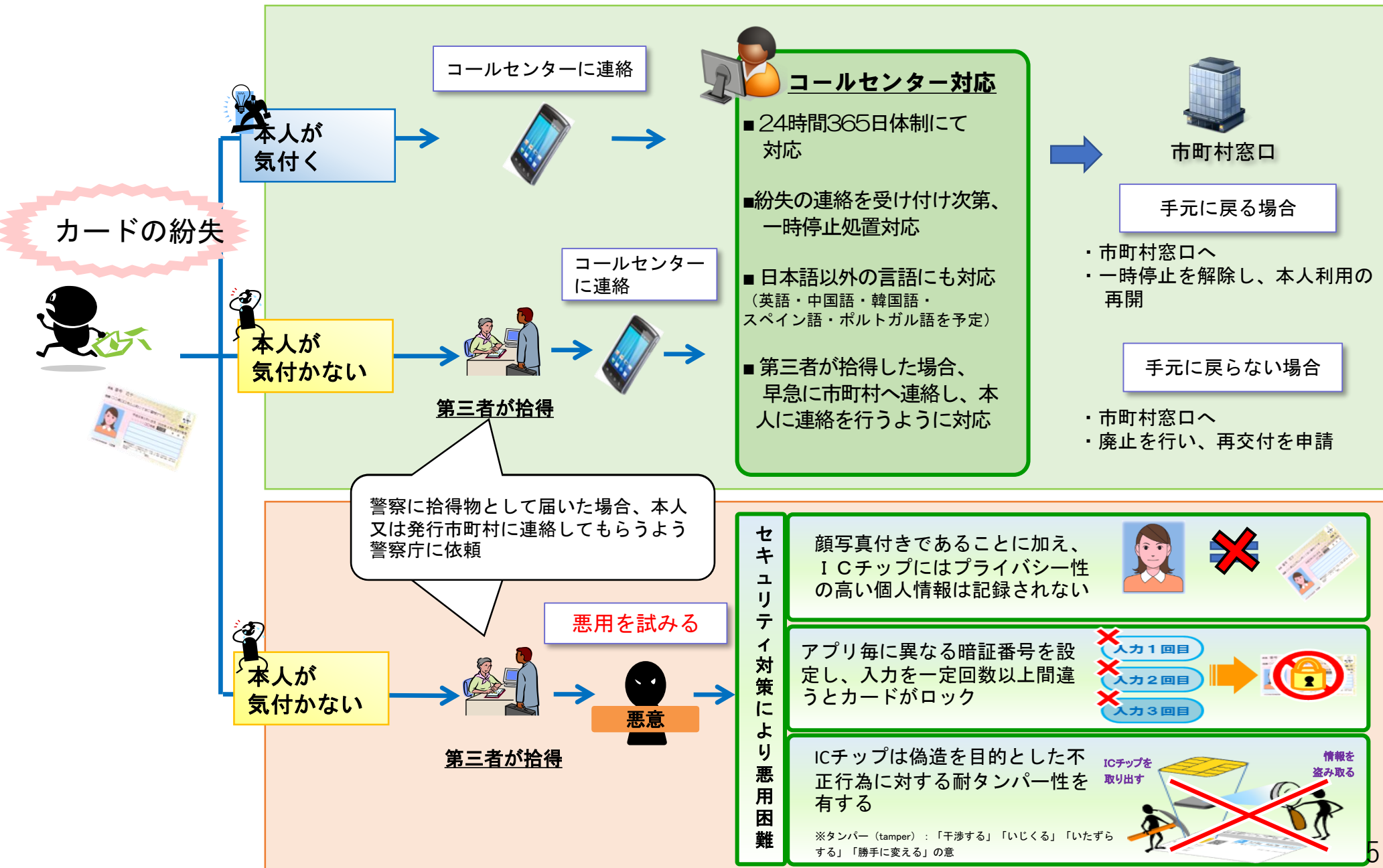


マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

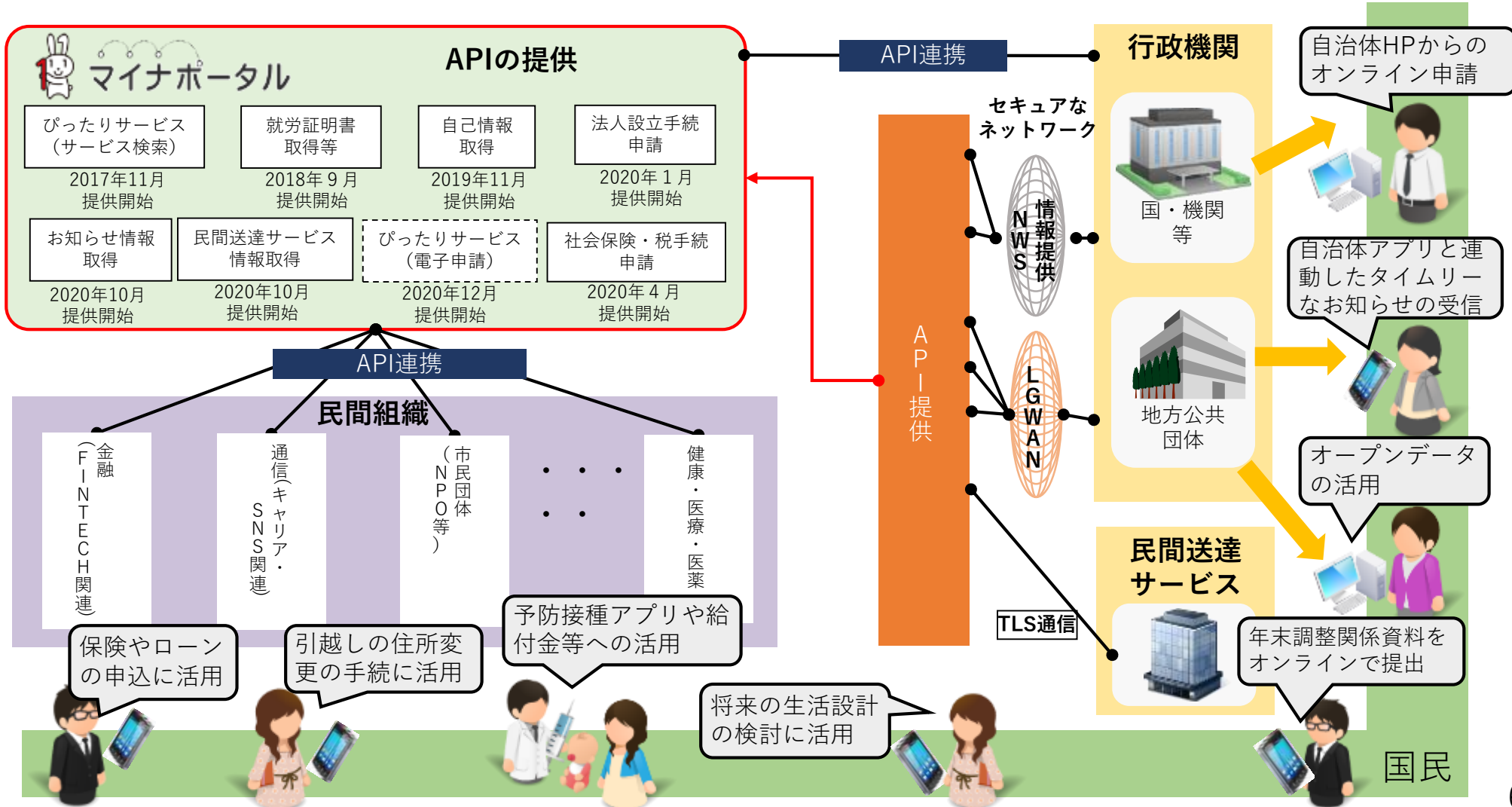
# (参考) マイナンバーカードを紛失した場合の対応



# マイナポータルでのAPI提供について

○マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待される。

※APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のwebサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



# マイナポータルとAPI連携の例（マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続きの簡便化）

○令和2年10月以降、年末調整および確定申告手続きについて、マイナポータルの機能を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ自動入力することができるようになります。



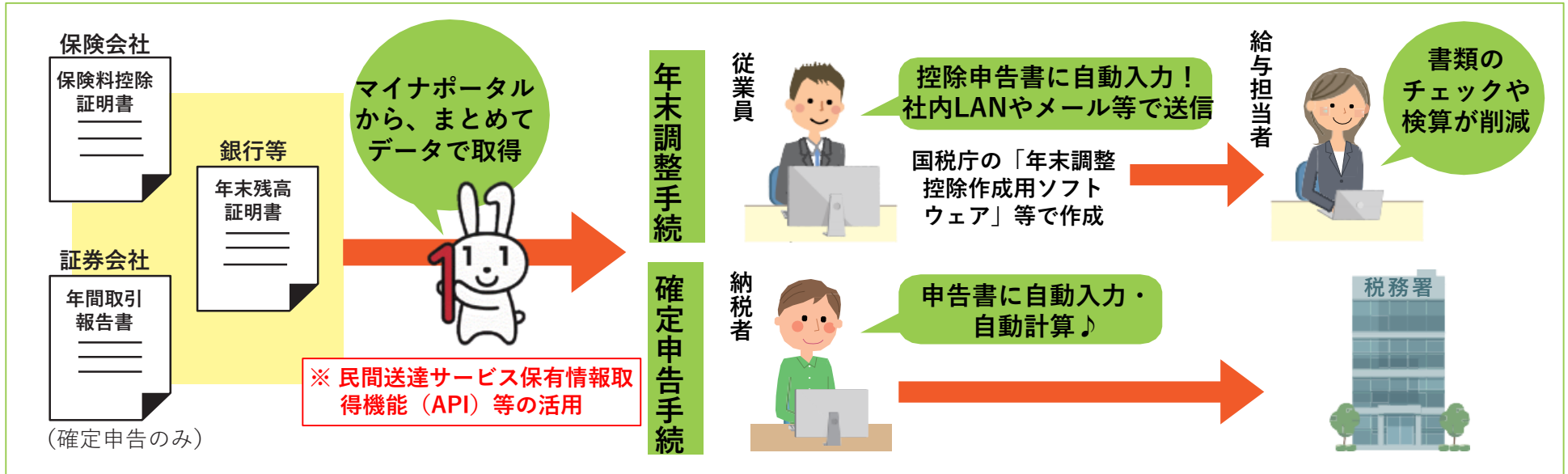
## Before

- 控除証明書等の書面の収集・管理・提出が必要
- 書面の控除証明書等を1件1件確認しながら記入・入力
- 提出後に確認・検算等の作業が発生【年末調整手続きのみ】



## After

- 控除証明書等の書面の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
- 取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！
- 提出後の確認・検算等の作業が簡素化！【年末調整手続きのみ】



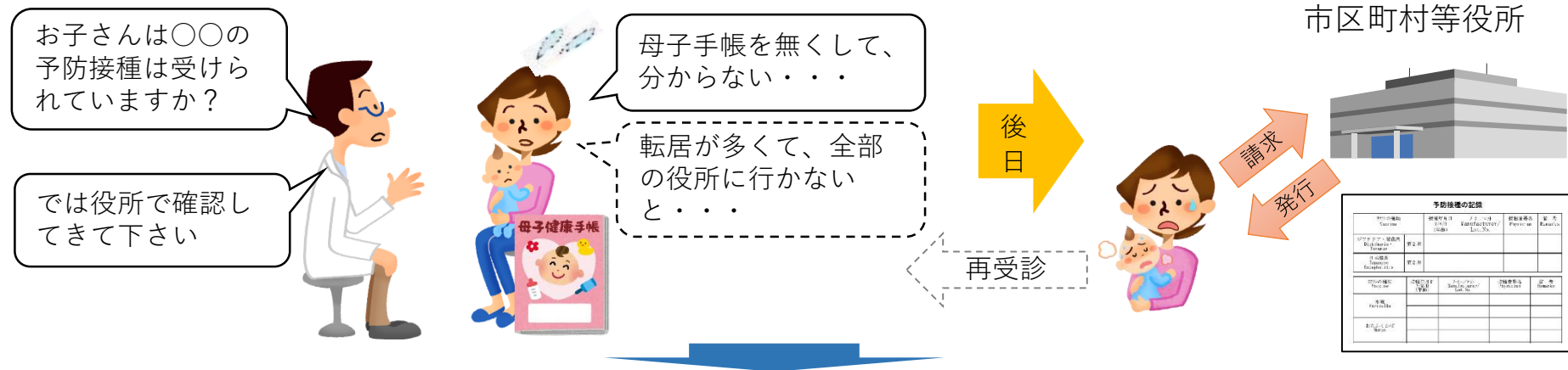
※年末調整については令和2年10月以降、確定申告については令和3年1月以降に開始予定。

※利用の際には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータルとの連携に対応していることが必要。

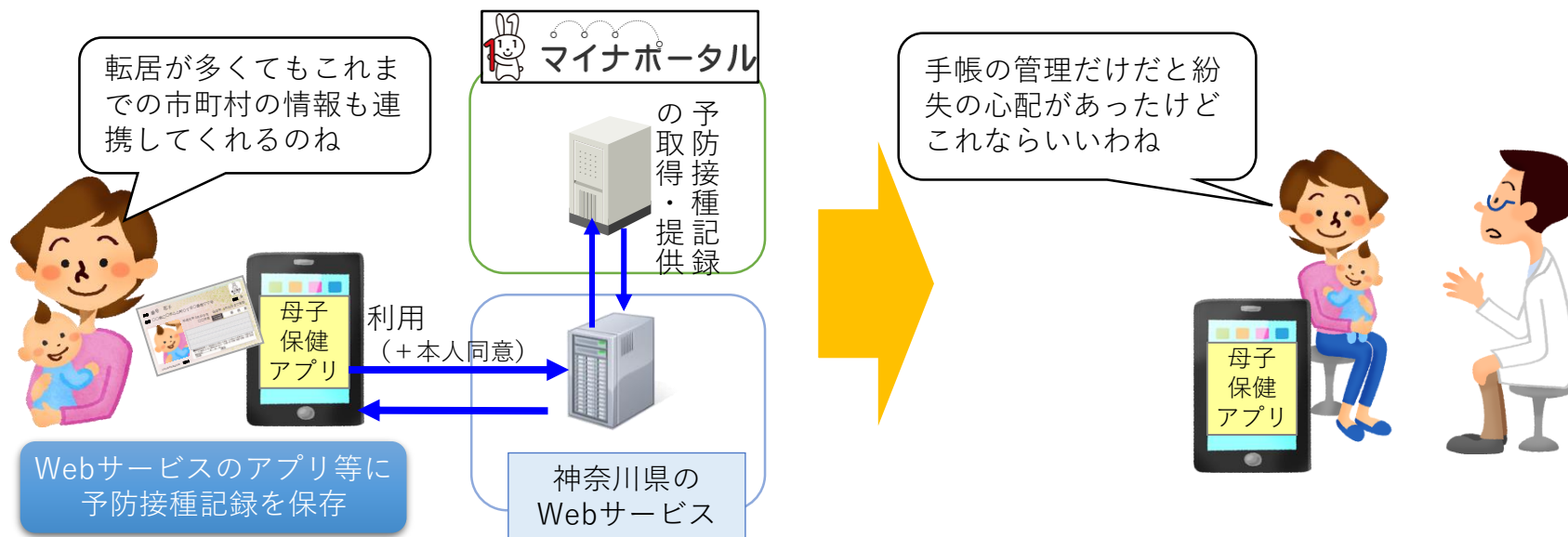
# マイナポータルとAPI連携の例（神奈川県健康管理アプリ：子どもの予防接種記録をアプリに連携）

- 神奈川県が提供する健康管理アプリ(マイME-BYOカルテ)において、自己情報取得APIの利用を開始（令和元年11月より）。
- 予防接種の記録について、マイナポータルを経由してオンラインで取得し、母子保健アプリ等のサービスに登録することで、記録管理がスムーズにできるようになります。

現在



APIを利用



※1 取得できる予防接種記録は、予防接種法及び予防接種法施行令で定められ、かつ地方公共団体に記録されているものに限ります。  
 ※2 予防接種記録は予防接種法施行令で記録の保存期間を5年と定められており、5年を経過した情報は取得できません。